

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年5月10日（令和5年（行個）諮問第119号）及び同年7月19日（同第171号）

答申日：令和6年1月18日（令和5年度（行個）答申第152号及び同第155号）

事件名：特定期間に特定地方法務局特定課が本人に対応したことが分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）
特定期間に特定地方法務局特定課が本人に対応したことが分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1及び2に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙2の1及び2に掲げる各文書（以下、順に「本件文書1」及び「本件文書2」という。）に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月8日付け〇〇法庶第154号及び同年5月10日付け同第298号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、正しい対応を求め間違った人が責任を取るべきであるから、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、資料は省略する。

(1) 原処分1（諮問第119号の関係）

令和5年3月8日の全部開示等の正しい対応を求めた人権相談票等は、人権擁護課、総務課等々が、特定年からの続きで一方的に私に責任を取らせる全部開示等を誘導した者である。人権相談票等で私の人権を無視した者であり私は一方的な処分と考え正しい対応を私が抵抗出来ないで困っていることを確認し正しい対応を求める。特定地方法務局総務課庶

務係は、人権擁護課と結託し担当課等と私の人権を無視誘導してると私は考えている。

(2) 原処分2 (諮問第171号の関係)

令和5年5月10日の全部開示等の正しい対応を求めた人権相談票等は、人権擁護課、総務課等々が、特定年からの続きで一方向的に私に責任を取らせる全部開示等を誘導した者である。人権相談票等で私の人権を無視した者であり私は一方的な処分と考え正しい対応を私が抵抗出来ないで困っていることを確認し正しい対応を求める。特定地方方法務局総務課庶務係は、人権擁護課と結託し担当課等と私の人権を無視誘導してると私は考えている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1 (諮問第119号の関係)

(1) 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、別紙1の1記載のとおりであることから、処分庁は、対象文書を、別紙2の1記載のとおりとし、同年3月8日、法82条1項の規定に基づき、人権相談票合計15枚(本件文書1)の全部開示決定(原処分1)をし、同日付け〇〇法庶第154号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」で審査請求人に通知した。

本件文書1は、本年4月10日、審査請求人に開示された。

(2) 人権相談及び人権相談票について

ア 人権相談とは、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報、日本司法支援センターへの紹介又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とするもので(人権相談取扱規程(昭和59年8月31日法務省訓令第3号)1条)、法務局・地方方法務局及びその支局に相談窓口を開設する常設相談所や、市町村役場などに随時相談窓口を開設する特設相談所等において、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じているものである。

イ 法務局職員及び人権擁護委員は、人権相談を取り扱ったときは、法務省人権擁護局長の定める様式による人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない(同人権相談取扱規程6条)。

(3) 審査請求の趣旨について

審査請求書の「4 審査請求の理由」において、「略(上記第2の2(1)と同内容)」と記載されていることからすると、審査請求人は、原処分1について、本件文書1とは異なる、審査請求人がいうところの

正しく作成された人権相談票等の保有個人情報の開示を求めているものと解される。

なお、審査請求書別紙は、本件文書1ではなく、本件開示請求の開示決定通知書、審査請求人が行っていた別件の保有個人情報の開示請求に係る不開示決定通知書、令和4年10月3日付け「保有個人情報開示決定期間延長通知書」と題する特定都道府県警察本部の文書、令和4年11月17日付け「保有個人情報開示決定期間特例延長通知書」と題する特定都道府県警察本部の文書、審査請求人が作成したと思われる文書、令和5年2月21日付け個人情報開示請求書（特定市長宛て）、令和5年2月28日付け「個人情報開示請求書の補正について」と題する特定市長の文書、令和5年4月3日付け「個人情報開示請求について」と題する特定市長の文書、令和5年2月7日付け審査請求書、特定地方法務局が令和3年9月22日付けの書面で開示請求手数料の不足に係る補正を通知した文書、同法務局が平成17年12月19日付けの書面で人権侵犯事件の調査結果を通知した文書2件、平成19年3月7日付け「処分通知書」と題する特定地方検察庁の文書、同月10日付け「「告訴状」と題する書面の返戻について」と題する同検察庁の文書である。

(4) 審査請求について

本件文書1は、特定年月日Dから特定年月日Eまでの間に審査請求人からされた人権相談に関する人権相談票である。

いずれも特定地方法務局の担当者が、審査請求人から聴取した内容等に基づき、相談の内容、回答及び処理の概要等をありのままに記載して作成したものである。

ほかに、当該人権相談について、特定地方法務局が保有する個人情報はないから、本件審査請求には理由がない。

2 原処分2（諮問第171号の関係）

(1) 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、別紙1の2記載のとおりであるところ、処分庁は、令和5年5月10日、法82条1項の規定に基づき、人権相談票合計20枚（本件文書2）の全部開示決定（原処分2）をし、同日付け〇〇法庶第298号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

本件文書2は、本年6月15日、審査請求人に開示された。

(2) 人権相談及び人権相談票について

上記1（2）ア及びイ記載のとおり。

(3) 審査請求の趣旨について

審査請求書の「4 審査請求の理由」において、「略（上記第2の

2（2）と同内容）」と記載されていることからすると、審査請求人は、原処分2について、本件文書2とは異なる、審査請求人がいうところの正しく作成された人権相談票等の保有個人情報の開示を求めているものと解される。

なお、審査請求書別紙は、本件文書2ではない。

（4）審査請求について

本件文書2は、特定期間Bの間に審査請求人からされた人権相談に関する人権相談票である。

いずれも特定地方法務局の担当者が、審査請求人から聴取した内容等に基づき、相談の内容、回答及び処理の概要等をありのままに記載して作成したものである。

ほかに、当該人権相談について、特定地方法務局が保有する個人情報はないから、本件審査請求には理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月10日 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第119号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年7月19日 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第171号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年11月24日 審議（令和5年（行個）諮問第119号及び同第171号）
- ⑥ 令和6年1月12日 令和5年（行個）諮問第119号及び同第171号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、人権相談票等で私の人権を無視したなどと主張し、本件対象保有個人情報の特定の妥当性を争っているものと解されるところ、諮問庁は、本件文書1及び2は、いずれも、審査請求人からされた人権相談に関して、特定地方法務局の担当者が、審査請求人から聴取した内容等に基づき、相談の内容、回答及び処理の概要等をありのままに記載して作成したものの全てであり、そこに記録されたもの以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報は保有していないので、本件各審

査請求には理由がないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会において、各諮問書に添付された本件文書1及び2（写し）を確認したところ、本件文書1は、特定年月日Dから特定年月日Eまでの間（計15件）、本件文書2は、特定年月日Fから特定年月日Gまでの間（計20件）に、審査請求人が行った人権相談について作成された人権相談票であり、本件対象保有個人情報は、これら人権相談票（計35件。ただし、原処分1に係る開示請求が対象とする特定期間Aは、原処分2に係る開示請求が対象とする特定期間B内に包含されることから、本件文書2の人権相談票計20件のうち15件は、本件文書1の人権相談票計15件と同一の文書である。）に記録された保有個人情報であると認められる。

(2) 諮問庁の説明

本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、諮問庁は、上記第3の1（4）及び2（4）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象保有個人情報の特定の経緯について

本件請求保有個人情報については、特定地方法務局の職員が、本件各開示請求の受付時に審査請求人に対して聴取を実施し、当該聴取の内容を踏まえ、同人の請求趣旨を反映した請求となるよう請求内容を整理した。

その結果、処分庁は、原処分1に係る請求については、令和5年2月7日付け受付第5-1号ないし4号の4件に分けた上、うち受付第5-4号の請求につき本件対象保有個人情報1を、原処分2に係る請求については、同年4月10日付け受付第1-1号ないし3号の3件に分けた上、うち受付第1-3号の開示請求につき本件対象保有個人情報2を特定した。

イ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(ア) 人権相談を受けたときは、人権相談取扱規程（昭和59年8月31日法務省訓令第3号）6条により、法務省人権擁護局長の定める様式による人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならないとされている。その様式については、「人権相談取扱規程について」（昭和59年8月31日権管第388号法務局長、地方法務局長あて人権擁護局長通達）により定められており、相談日時等のほか、相談場所、相談方法、担当者、相談者、相談類型、被害者、相手方等を記入した上、「事案の概要」欄には、①誰が、②いつ、③どこで、④誰に対し、⑤何をした

か、⑥今後何を望むか又はその他の相談内容を、簡潔に記入することとされている。

(イ) 特定地方法務局では、人権擁護課において、常設の相談窓口を開設し、同窓口において、面談又は電話による人権相談を行っている。また、法務省のウェブサイトにおいて開設している「インターネット人権相談受付窓口」を通じて寄せられる人権相談にも対応している。

本件文書1及び2に記録された特定年月日Fから特定年月日Gまでの間に受け付けた人権相談（計20回）は、いずれも審査請求人からの電話に対し、上記常設の相談窓口において対応したものである。審査請求人は、人権相談の際、特定地方法務局の人権擁護課の担当者が、一方的に審査請求人の相談を誘導したなどと主張するが、同局職員は、審査請求人の相談を傾聴し、その結果をありのままに記載して作成しており、審査請求人の相談を何らかの方向に誘導した事実はない。

なお、審査請求人は、本件文書1及び2に記録された人権相談以外にも、特定地方法務局人権擁護課に電話をし、同局の職員の対応についての批判をるる述べ、対応した職員がそれを傾聴する場合もあったが、そのような場合は、文書主義の原則を定めた法務省行政文書管理規則（平成23年4月1日法務省秘文訓第308号大臣訓令）11条に照らすと、記録作成義務の対象とされていないため、対応記録は作成していない。

(ウ) 人権相談票は、特定地方法務局人権擁護課標準文書保存期間基準により、作成（取得）した日の属する年の翌年の初日から3年保存することとされているところ、本件各開示請求を受け、また、念のため、本件各審査請求を受けた際、執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件対象保有個人情報以外には本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を確認することはできなかった。

(3) 検討

ア 本件文書1及び2の記載内容等並びに諮問庁から提示を受けた上記(2)イ掲記の規程等の内容に加え、審査請求人において本件対象保有個人情報の外に特定すべき保有個人情報がある旨の根拠等を具体的に示していないことをも併せ考慮すると、上記(2)並びに第3の1(4)及び2(4)の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 上記(2)イ(ウ)の探索の範囲等について、特に問題があるものとは認められない。

ウ したがって、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した各決定については、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

別紙 1

1 原処分 1 の関係（諮問第 1 1 9 号）

特定年月日 A と特定年月日 B（1 1 0 番（不除去の書類）等をふくむ特定期間 A 特定地方法務局が，私の事に対応した事が分かるもの

2 原処分 2 の関係（諮問第 1 7 1 号）

1 1 0 番は，総務課。不除去の書類は，会計課だと考え，特定年月から特定年月日 C までの特定地方法務局私の事に対応した事が，分かるもの

別紙 2

1 原処分 1 の関係（諮問第 1 1 9 号）

特定期間 A 特定地方法務局人権擁護課が開示請求者のことに対応したことが分かるもの

2 原処分 2 の関係（諮問第 1 7 1 号）

特定期間 B 特定地方法務局人権擁護課が開示請求者のことに対応したことが分かるもの